

食の安全・安心確保交付金のうち 農薬の安全使用等の総合的な推進（拡充）

1 趣 旨

平成14年及び15年の農薬取締法の改正により、農薬の製造・輸入・販売・使用の各段階における規制が強化されたが、これに対応して都道府県においては、主として農薬の販売及び使用段階における安全性確保の徹底等を図る観点から、農薬使用者、指導者（農薬適正使用アドバイザー）、農薬販売者等を対象とした講習会及び研修、農薬使用状況の記帳指導、残留農薬調査等の取組を実施してきたところである。

一方、食品衛生法の改正により、残留農薬基準を全ての農薬及び農作物について適用する制度（ポジティブリスト制）が、平成18年度から施行されることとなっているが、これに伴い、生産現場においては、農薬の飛散等による非意図的な農作物への残留状況の確認や、その結果に基づく飛散防止対策の実施等農薬の適正使用の一層の徹底とそのための指導の強化が強く求められている。

このため、こうしたポジティブリスト制への対応に向けた地域の取組の一層の推進に資するよう、本交付金による事業メニューの拡充を図る。

2 事業内容

(1) 農薬の安全使用推進費

- ① 農薬使用に伴う危害を防止するため、農薬使用者に対する講習会の開催、モニタリング調査に基づく指導等の実施
- ② 農薬の適正使用の徹底のため、農薬適正使用アドバイザー育成研修、活動推進等の実施
- ③ 農薬使用者の農薬使用状況の調査及び記帳指導の実施
- ④ 農薬使用時の飛散の状況及び非意図的な農薬の残留状況等の調査の実施

(2) 農薬販売者等研修指導費

- ① 無登録農薬の販売の取締り及び安全な農薬の取扱い確保並びに不適正な使用者への販売を防止するための農薬販売業者への研修指導の実施
- ② 農薬の飛散防止技術に係る研修指導の実施

(3) 農薬残留確認調査費

農薬の農作物、土壌等への残留量の調査等の実施（分析対象農薬の拡充）

3 事業実施主体 都道府県

4 交付率 定額

5 平成18年度概算決定額 食の安全・安心確保交付金
2,702（2,742）百万円の内数

【担当課：消費・安全局 農産安全管理課】